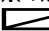


法令に基づく水質検査

水質検査表(1) 水質基準

検査省略頻度:これまでの検査結果から、省略可能となる頻度

項目 No.	定期検査項目	基準値		過去3年間 最高値		給水栓		検査計画年度 回/年	備考			
		mg/L		検査頻度	検査省略 頻度	給水栓						
1	一般細菌	100個/ml以下		1		月1回		12	1ヶ月に1回の検査とされている項目です。			
2	大腸菌	不検出		不検出								
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	<	0.0003		年1回	3年1回 *1	1				
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	<	0.00005								
5	セレン及びその化合物	0.01以下	<	0.001								
6	鉛及びその化合物	0.01以下	<	0.001								
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	<	0.001								
8	六価クロム化合物	0.02以下 *9	<	0.005								
9	亜硝酸態窒素等	0.04以下	<	0.004								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<	0.001	年4回						4	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下		1.49	年1回					年1回 *2	1	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下		0.12	年1回	3年1回 *1	1					
13	ホウ素及びその化合物	1以下		0.04								
14	四塩化炭素	0.002以下	<	0.0002								
15	1, 4-ジオキシサン	0.05以下	<	0.001								
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	<	0.001								
17	ジクロロメタン	0.02以下	<	0.001								
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<	0.001								
19	トリクロロエチレン	0.01以下	<	0.001								
20	ベンゼン	0.01以下	<	0.001								
21	塩素酸	0.6以下		0.07	年4回		4	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目です。				
22	クロロ酢酸	0.02以下	<	0.002								
23	クロロホルム	0.06以下		0.02								
24	ジクロロ酢酸	0.03以下		0.009								
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下		0.006								
26	臭素酸	0.01以下	<	0.001								
27	総トリハロメタン ※1	0.1以下		0.035								
28	トリクロロ酢酸	0.03以下		0.014								
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下		0.011								
30	ブロモホルム	0.09以下		0.001								
31	ホルムアルデヒド	0.08以下		0.006								
32	亜鉛及びその化合物	1以下		0.011	年1回	3年1回 *1	1					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下		0.03	年4回	年4回	4					
34	鉄及びその化合物	0.3以下	<	0.03	年1回	3年1回 *1	1					
35	銅及びその化合物	1以下		0.02								
36	ナトリウム及びその化合物	200以下		9.6	年4回	年4回	4					
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	<	0.005	月1回		12	1ヶ月に1回の検査とされている項目です。				
38	塩化物イオン	200以下		26.6	年1回	3年1回 *3	1					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下		69	年1回	3年1回 *1	1					
40	蒸発残留物	500以下		142								
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<	0.02	年1回	3年1回 *1	1					
42	ジェオスミン ※2	0.00001以下		0.000002	発生時期に 月1回	発生時期に 月1回	4	※4				
43	2-メチルイソボルネオール ※3	0.00001以下		0.000004								
44	非イオン界面活性剤	0.02以下		0.006	年4回	年4回	4					
45	フェノール類	0.005以下	<	0.0005	年1回	3年1回 *1	1					
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下		0.8	月1回		12	1ヶ月に1回の検査とされている項目です。				
47	pH値	5.8~8.6		7.9								
48	味	異常でない		異常なし								
49	臭気	異常でない		異常なし								
50	色度	5度以下		1.2								
51	濁度	2度以下		0.2								

- 備考 ① \*1は、水質基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合  
 ② \*2は、水質基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合  
 ③ \*3は、水質基準値の1/2以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合  
 ④ ※1は、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロホルムのそれぞれの濃度の総和  
 ⑤ ※2の正式名は、(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール  
 ⑥ ※3の正式名は、1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール  
 ⑦ ※4は、水源でカビ臭が発生する恐れがある期間に行います。  
 ⑧  は、水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。  
 ⑨ 「六価クロム化合物」の水道水質基準値の改正に伴い、令和2年4月1日より、基準値0.05mg/Lから0.02mg/Lに変更されます。